

恵那市空家等対策協議会設置要綱（平成30年7月31日告示第96号）

最終改正:令和5年12月14日告示第171号

改正内容:令和5年12月14日告示第171号 [令和5年12月14日]

○恵那市空家等対策協議会設置要綱

平成30年7月31日告示第96号

改正

令和5年3月31日告示第59号

令和5年12月14日告示第171号

恵那市空家等対策協議会設置要綱

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施について必要な協議を行うため、恵那市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（1）空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）地域住民

（2）学識経験者

（3）関係行政機関の職員

（4）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（アドバイザー）

第7条 第2条第1号の協議にあたり、関係法令に関する助言を受けるため、協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、法務に精通した者を市長が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

4 会長は、必要に応じアドバイザーに会議の出席を求めることができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第59号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月14日告示第171号）

この告示は、告示の日から施行する。